

那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例(令和元年那覇市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自転車等駐車場の構造及び設備に係る技術的基準)

第2条 条例第8条第2項の技術的基準は、次のとおりとする。

(1) 自転車等駐車場は、自転車等駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置すること。

(2) 自転車等駐車場の出入口の構造及び設備は、次の基準に適合すること。

ア 自転車等駐車場の利用者が容易に視認できる位置に配置すること。

イ 自転車等駐車場の周辺を通行する者が出入りする自転車等を容易に視認できる構造とすること。

(3) 自転車等駐車場の駐車の用に供する部分(以下この号及び別表第1において「駐車区画」という。)の構造及び設備は、次の基準に適合すること。

ア 1台当たりの駐車区画の幅は0.8メートル(専ら自転車のための駐車区画については、0.6メートル)以上、奥行きは1.9メートル以上とする。ただし、専ら自転車のための駐車区画において自転車を有効かつ安全に駐車することができることと市長が認める特殊な装置を用いる場合は、この限りでない。

イ 区画線の設置その他の方法により、駐車区画と通路(自転車等駐車場内の通路をいう。次号及び別表第1において同じ。)を明確に区分すること。

(4) 通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること。

ア 自転車等駐車場の出入口から道路に通じる通路の幅員は、1.5メートル以上とすること。

イ 自転車等駐車場を避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)以外の階に設置する場合は、傾斜路(勾配が8分の1を超えないものに限る。)、斜路付階段(階段の一部に傾斜路を設けたものをいい、勾配が4分の1を超えないものに限る。)又は昇降機を設置して、自転車等を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。

(5) 条例第4条から第7条までの規定により設置する自転車等駐車場については、

次に定める基準により自転車等駐車場の位置及び利用方法等の表示の設備を設置すること。

ア 自転車等駐車場の位置及び当該自転車等駐車場への経路を示す表示板が施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置されていること。

イ 自転車等駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車等駐車場の供用時間、自転車等の駐車方向その他の利用方法を記載した表示板が自転車等駐車場内に設置されていること。

ウ 自転車等駐車場の出入口付近に日本産業規格Z8210の案内用図記号のうち自転車の図記号(原動機付自転車が駐車できる自転車等駐車場については、その旨を含む。)を記載した標識が設置されていること。

(届出)

第3条 条例第9条の規定による届出は、自転車等駐車場設置(変更)届出書に別表第1に掲げる図面を添えて行うものとする。

(立入検査の身分証票)

第4条 条例第12条第2項に規定する立入検査を行う者の身分を示す証票は、施設・自転車等駐車場立入検査証によるものとする。

(様式)

第5条 条例及びこの規則の規定による別表第2に掲げる文書の様式は、市長が定める。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

	図面の種類	明示すべき事項
施設	配置図	縮尺、方位、敷地の境界、敷地内における施設の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員

	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
	床面積求積図	床面積の求積に必要な施設の各部分の寸法及び算式
自転車等 駐車場	付近見取図	当該施設の敷地外に自転車等駐車場を設置する場合は、当該施設の敷地との直線距離
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界、駐車区画、通路、当該敷地に接する道路の位置及び幅員並びに自転車等駐車場の規模の算定書
	各階平面図	縮尺、方位、駐車区画及び通路

別表第2(第5条関係)

文書の名称	根拠条項
自転車等駐車場設置(変更)届出書	第3条
施設・自転車等駐車場立入検査証	第4条
措置命令書	条例第13条第2項